

令和2年度 第1回習志野市環境審議会 会議録

- 1 開催日時 : 令和2年7月6日(月) 10時00分～11時00分
- 2 開催場所 : 習志野市役所 市庁舎5F 委員会室
- 3 出席者
 - 【会長】 千葉工業大学先進工学部生命科学科 教授 五明 美智男
 - 【副会長】 習志野市議会議員 宮内 一夫
 - 【委員】 習志野市議会議員 央 重則
習志野市議会議員 清水 大輔
千葉工業大学先進工学部 学部長 生命科学科 教授 村上 和仁
東邦大学理学部生命圏環境科学科 教授 朝倉 暁生
日本大学生産工学部環境安全工学科 教授 武村 武
日本大学生産工学部土木工学科 准教授 佐藤 克己
習志野商工会議所 女性会 会長 田村 裕子
習志野商工会議所 女性会 副会長 伊藤 薫
JA 千葉みらい習志野支店支部長会 会長 渡邊 勇
NPO 法人樹の生命を守る会 樹木医 松保護士 中村 元英
公募委員 三浦 由久
公募委員 香取 裕子
公募委員 池永 良恵
 - 【市職員】 都市環境部部長 神崎 勇
都市環境部参事 クリーンセンター所長 上野 久
都市環境部次長 内海 忠
都市環境部副技監 都市再生課 課長 多田 弘一
区画整理課 課長 齋藤 義之
公園緑地課 課長 金坂 邦仁
クリーン推進課 課長 須藤 恒男
 - 【事務局】 環境政策課 課長 岡野 昌紀
係長 篠宮 ちさ
主任主事 三橋 一輝
主任主事 本多 あす香
 - 【欠席委員】 東邦大学理学部生命圏環境科学科 講師 今野 大輝
習志野市医師会 医師 吉岡 敏江
習志野市連合町会連絡協議会 書記 熊倉 正夫

傍聴人 : 0名

4 議題

会長の選出

副会長の選出

会議録の作成等

会議録署名委員の指名

審議

諮問事項 (1) 習志野市環境基本計画(案)について

報告事項

(1) (仮称) 鷺沼地区土地区画整理における公園について

(2) 新津田沼駅南口地区の開発に伴う津田沼一丁目公園について

(3) JR 津田沼駅南口地区の再開発に伴う津田沼緑地について

(4) 一般廃棄物処理基本計画の策定について

5 会議資料

※別添資料

資料1 環境基本計画概要版

資料2 次期環境基本計画(案)概要版の説明と現行計画からの主な内容の変更点

資料3 習志野市環境基本計画(案)

資料4 諮問事項に係る事前意見と回答

資料5 報告事項1～3の図面

資料6 次期「習志野市一般廃棄物処理基本計画」の策定について

資料7 習志野市一般廃棄物処理基本計画(概要版)

6 議事内容

開会

・委員紹介

・事務局紹介

第1 会長の選出

第2 副会長の選出

第3 会議録の作成等

第4 会議録署名委員の指名(佐藤委員、池永委員)

第5 審議

諮問事項

(1) 習志野市環境基本計画(案)について

第6 報告事項

- (1) 「(仮称) 鷺沼地区土地区画整理事業における公園について」
- (2) 「新津田沼駅南口地区の開発に伴う津田沼一丁目公園について」
- (3) 「JR 津田沼駅南口地区の再開発に伴う津田沼緑地について」
- (4) 「一般廃棄物処理基本計画の策定について」

第7 その他

閉会

<会議概要>

第5 審議 諮問事項(1) 習志野市環境基本計画(案)について

【説明概要(篠宮係長より)】

- ・次期計画は原則、現行の計画を引き続き踏襲しつつ、昨今の環境分野の新しい動向を踏まえることを目指して作成している。併せて、庁内環境分野各課によるプロジェクト、他部署の職員を含めた検討委員会を実施して、そこで出た意見も反映している。
- ・習志野市の目指す環境像は、「谷津干潟がある自然環境を守り、一人一人が循環型社会に貢献できるまち 習志野」としている。これについては事前意見にてご意見をいただいているため、今後さらに検討させていただく。
- ・本計画はあくまで本市の環境施策の方針を示すものであり、実際に動かしていくのは各個別計画である。こちらで数値目標も提示している。
- ・計画期間は後期基本計画の終期に合わせ、令和3年度～令和7年度とする。
- ・計画の体系は、後期基本計画に即した6個の目標を設定している。横断的目標を設定した理由は、SDGsの考えを取り入れ、本市の環境問題に対するすべての取り組みが、SDGsの目標の達成に貢献し得ることを明確にし、取り組みに新たな意義を持たせるものである。また、体系に関連する施策の方向と個別計画とキーワードを設定することにより、市民の皆様が環境活動に取り組む際に、検索しやすいように整理している。
- ・環境施策の各ページには、SDGsのアイコンを表示。
- ・従前計画からの変更点として、気候変動への適応や、ICT技術の推進等がある。
- ・事前意見については、今後精査し、本編を修正するもの、答申書の付記事項にするもの等にまとめ、委員の皆様にご文書で示したいと考えている。

【質疑応答・審議】

- (朝倉委員) リモートワークが続いており、資料を読み込んで意見を提出できていないので、再度コメントの機会をいただきたい。
- (篠宮係長) 答申案を事務局で作成した後、委員の皆様にお諮りすることになるが、その前段で意見をいただくことは可能と考える。
- (五明会長) コメントをする時間をいただきたいという意見だが、そういった意見が少数

であれば、朝倉委員個別の対応でよろしいかと思うが、他の委員の皆様はよろしいでしょうか。

(朝倉委員) それでは、答申の段階でコメントさせていただければと思います。

(五明会長) それでは、答申案を案内いただいた段階でのコメントということで事務局はよろしいですね。

(篠宮係長) わかりました。そのような形で対応させていただきます。

(五明会長) では、本日市長から諮問を受けたので、審議会として市長に答申する運びとなりますが、ここまでの皆様の意見を踏まえ、答申書案を事務局で作成したのち、皆様に郵送等でお示しした上で、加筆修正の返送をいただき、審議会として取りまとめたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

(五明会長) それでは異議なしと認めます。習志野市環境基本計画(案)に対する答申書案につきましては、ここまでの皆様のご意見を取り入れる形で、事務局で作成することに決定しました。

第6 報告事項

(1) (仮称) 鷺沼地区土地区画整理における公園について

(2) 新津田沼駅南口地区の開発に伴う津田沼一丁目公園について

(3) JR 津田沼駅南口地区の再開発に伴う津田沼緑地について

【説明概要(公園緑地課長より)】

鷺沼地区の区画整理事業が予定されている区域は、緑の基本計画では4ヘクタールの地区公園の配置を計画しているが、市が単独で用地を取得して地区公園を整備するのは、4ヘクタールの用地買収など、時間を要することから極めて難しい状況である。

そこで区画整理の準備会に、土地区画整理事業による地区公園の配置を申し入れたところ、準備会の方からは、地区公園の設置ではなく、2ヘクタールの近隣公園1ヶ所と、街区公園を2ヶ所設置する要望が出された。

これによって、土地区画整理法上は公園の面積は基準を確保している。

公園管理者としては、緑の基本計画に位置付けた、4ヘクタールの地区公園の整備が理想だが、市が単独で整備をする場合、公園用地は市が取得することとなり、市の費用負担が多くなることや、土地区画整理法の中で確保すべき公園面積が定められていること、また緑の基本計画で公園を計画した土地については、利用制限や制約などの規制が及ぶものではない。これらのことから、土地区画整理事業によって公園が整備されるといった実現性を勘案して、事業により確実に整備が進む、近隣公園と街区公園2ヶ所の配置で協議を整えた。

新津田沼駅南口地区の開発については、新京成電鉄株式会社より一体的な開発による駅前を中心市街地としての、魅力あるまちづくりが提案され、都市再生課において協議中。その一環で、津田沼一丁目公園を東側に移設を予定している。現在の公園が持つ、街区公

園としての機能を確保し、緑の基本計画で位置づけている役割に支障のない程度に収める予定。

JR 津田沼駅南口については、駅前広場を含めた一体的な再開発を検討中。従前の緑の機能やイベントを実施できる機能を確保するよう開発事業者申し入れていく予定。

(4) 一般廃棄物処理基本計画の策定について

【説明概要（クリーン推進課長より）】

- ・本計画は、一般廃棄物の処理を行うにあたって、生活環境の保全と、公衆衛生の向上を図ることを目的として策定する。
- ・本市の課題としては、現清掃工場の老朽化に伴う清掃工場の更新の検討、ごみ収集に係る受益者負担、し尿処理の将来的なあり方などが挙げられ、これらを踏まえ、また、現行計画の評価を行いながら策定する。
- ・本計画の体系としては、大きく3つに分かれ、「ごみ処理基本計画」、「清掃工場更新基本構想」、「生活排水処理基本計画」となり、現行計画と同程度の10年間を計画期間とする予定で、本市の清掃行政の基本事項を定める。

本年12月までに素案を作成し、審議会で御精査いただいた後、令和3年10月にパブリックコメントの手続きを実施、令和3年2月～3月に諮問答申予定。

【質疑応答（1～4について）】

(央委員) 現清掃工場は10年間延命となったものの、その後の期限が決まっている。新清掃工場の計画については、この計画を作る中で関係していくものなのか。今現在存在しているのか。

(須藤課長) 現清掃工場については、平成14年11月から30年（令和13年度まで）の稼働を目指している。

令和14年度からは新しい清掃工場にバトンタッチをしなければならず、今回の計画に清掃工場の更新について明記していく。

また、今後、プロジェクトを立ち上げ基本構想を策定していくため、今現在、お示しできる計画は存在しない。

第4 その他

(事務局より)

今回の諮問事項につきましては、事務局で答申書案を作成し、皆様にお示しした上で加筆等修正、御意見をいただき、答申書を作成する。答申書の完成の後、12月にパブリックコメントを実施し、来年3月に策定。4月から施行を目指していく。

今後の状況によっては、書面でのやり取りも検討させていただく。